

浜田市子ども医療費助成制度のご案内

この制度は、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として医療費を助成するものです。

【自己負担額】

区分	入院	通院	薬局等
	1か月1医療機関あたりの自己負担額		
出生～高校生年代	自己負担なし(無料)		
上記を除く20歳未満の慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院	15,000円 (医療費の1割負担)	助成対象外	助成対象外

※高校生年代:15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで

※20歳未満:20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで

※薬局等:調剤薬局、柔道整復施術所、はり・きゅう及びあんま・マッサージ施術所、治療用装具製作所、訪問看護ステーション

※健康保険未加入者は助成対象外

【医療機関等のかかり方】

島根県内と中国地方の一部の医療機関等では浜田市の子どもの医療が適用可能となっていますので、マイナ保険証※1または資格確認書と一緒に「子ども医療費受給資格証」を提示してください。

適用できない場合には、払い戻し手続きにより医療費を助成します。

※1 マイナ保険証～健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード

【助成対象外となるもの】

- ◎保険適用外のもの(例:入院時の食費や差額ベッド代、大きな病院に紹介状なしでかかった際の選定療養費など)
- ◎保育所・幼稚園・こども園・学校で加入する災害共済給付制度が適用となるもの
- ◎交通事故など、第三者行為によるもの

【各種手続き】

次のようなときには、必ず届出をしてください。

- 住所や氏名が変わったとき
- 健康保険の種類や記載事項が変わったとき
- 紛失、破損などにより資格証の再交付を受けるとき
- 受給資格者、養育者を変更するとき
- 交通事故など第三者行為により受診したとき

届出には、受給資格証、お子様の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が必要です。

【払い戻しの手続きについて】

次の①～③の理由などで浜田市の子どもの医療の助成が受けられなかった場合には、申請により差額をお返しします。(手続きの期間は、医療費を支払ってから2年以内です。)

- ① 医療機関などで自己負担限度額を超える医療費を負担したとき
- ② コルセットなどの治療用装具を作成したとき
- ③ マイナ保険証※1または資格確認書を忘れるなどで、医療機関に提示できず医療費の全額を支払ったとき(10割負担の領収書は受付できません。まずご加入の健康保険に対して保険給付分の申請をしてください。)

◎手続きに必要なもの◎

- ・領収書(受診者氏名、保険診療点数が記載されているもの)
- ・振込口座の分かるもの(受給資格者名義の口座)
- ・診断書兼装具装着証明書(治療用装具購入の場合のみ)
- ・健康保険の支給決定通知書(医療費を一旦10割負担した場合や高額療養費の支給対象となった場合のみ)

子ども医療費助成制度は、他法他施策の優先適用を原則とした制度です。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しているお子さんにつきましては、保育所・幼稚園・こども園・学校での負傷、疾病などで受診する際は子ども医療費受給資格証を使うことができません。医療機関等の窓口で必ず園・学校での負傷、疾病であること、災害共済給付制度に加入しており子ども医療費受給資格証が使えないことを申し出て自己負担を支払った後、園・学校で手続きをしてください。

【限度額適用認定について】.....

入院等で医療費が高額となる場合、マイナ保険証※2 を利用する方は、医療機関に設置しているカードリーダーで限度額情報の提供に同意して受診してください。マイナ保険証※1 を利用しない方は、ご加入の保険者から「限度額適用認定証」の交付を受けて子ども医療費受給資格者証と一緒に医療機関へ提示してください。「限度額適用認定証」につきましては各保険者へご確認ください。

【高額療養費について】.....

医療費の自己負担額(2割又は3割)が一定の金額を超えた場合、加入している保険者から払い戻される高額療養費という制度があります。浜田市子ども医療費助成制度の対象となる方については、市が自己負担部分を全額助成しているため、高額療養費を市が受け取る必要があります。該当となる方は手続きが必要となりますので、市から通知を行います。

小児慢性特定疾病医療費助成制度(県制度)に該当しない

【慢性呼吸器疾患等 16 疾患群の入院について】.....

20 歳未満(高校生年代までを除く)で、慢性呼吸器疾患等 16 疾患群により入院した場合は、医療費の助成が受けられる場合がありますので、保険年金課にお問い合わせください。

慢性呼吸器疾患等 16 疾患群とは？

- ・慢性腎疾患 ・神経・筋疾患 ・先天性代謝異常 ・慢性呼吸器疾患 ・悪性新生物 ・血液疾患
- ・免疫疾患 ・慢性心疾患 ・内分泌疾患 ・慢性消化器疾患 ・膠原病 ・糖尿病 ・皮膚疾患
- ・染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ・骨系統疾患 ・脈管系疾患

【福祉医療を受給中の方について】.....

福祉医療費医療証をお持ちの方は、福祉医療を優先(子ども医療を併用)します。子ども医療費受給資格証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。

お問合せ先

浜田市役所 保険年金課 ☎0855-25-9411
金城支所 市民福祉課 ☎0855-42-1235 旭支所 市民福祉課 ☎0855-45-1434
弥栄支所 市民福祉課 ☎0855-48-2656 三隅支所 市民福祉課 ☎0855-32-2807

この事業は財源の一部に電源立地地域対策交付金を充当して運営しています。